

参加表明書作成要領

1 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成要領

参加表明書は、別添様式（様式 1 ～ 3、A 4 判）を用い、以下の事項及び各様式にある注意書きに従い作成する。

(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

ア 参加資格確認調書（様式 2）

(ア) 第 1 面は、単体企業として参加する場合又は共同企業体として参加する場合の代表者について作成すること。

(イ) 第 1 面の業務実績は、参加条件として、簡易公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）2 (1) ア(キ)（単体企業の場合）又は 2 (1) イ(エ) b（共同企業体代表者の場合）に示す条件を満たす実績を記載すること。

(ウ) 第 2 面は、共同企業体として参加する場合の代表者以外の構成員について作成すること。なお、単体企業として参加する場合は、第 2 面の添付を不要とする。

(エ) 第 2 面の業務実績は、参加条件として、説明書 2 (1) イ(カ) b に示す条件を満たす実績を記載すること。

(オ) 第 3 面は、分担業務分野を再委託する場合に作成すること。なお、当該事項がない場合は、第 3 面の添付を不要とする。

イ 実績等評価調書（様式 3）

（第 1 面関係）

(ア) 設計企業の同種業務の実績は、技術提案書等評価要領（以下「評価要領」という。）2 (1) アに示す条件を満たす実績（最大 2 件）を記載すること。

(イ) 管理技術者の経験年数は、一級建築士の資格取得後の年数を記載すること。

(ウ) 管理技術者の同種業務の実績は、評価要領 2 (2) ウに示す条件を満たす実績を記載すること。

(エ) 管理技術者の委託業務成績は、岩手県が発注した設計委託業務のうち、管理技術者として従事し、平成 27 年 4 月 1 日以降に履行を完了したもので、最も高い評定点を取得した業務について記載すること。

（第 2、3 面関係）

(カ) 各分担業務分野の主任担当技術者について、それぞれ記載すること。

(キ) 各主任担当技術者の資格は、分担業務分野ごとに評価要領 2 (2) アに示す技術者資格を記載すること。

(ク) 各主任担当技術者の経験年数（CPD 取得単位数）は、(キ)の資格取得後の年数、又は CPD 取得単位数（評価要領 2 (2) イ注釈 4 の条件を満たすものに限る。）のいずれかを記載すること。

(ケ) 各主任担当技術者の同種業務の実績は、評価要領 2 (2) ウに示す条件を満たす実績を記載すること。

(3) 添付書類（確認書類）

参加表明書には、以下の書類を添付して提出すること。

ア 参加資格関係

(ア) 建築士事務所登録を証する書類

(イ) 業務実績を証する次のいずれかの書類

a PUBDIS の写し

b 契約書の写し（業務名、履行期間、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）

c 業務内容が確認できる資料の写し（客観性をもって必要な条件が確認できるもの）

(ウ) 管理技術者の資格及び雇入れ年月日を証する書類

イ 実績等評価関係（設計企業）

(ア) 業務実績を証する次のいずれかの書類

a PUBDIS の写し

b 契約書の写し（業務名、建築場所、履行期間、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）

c 業務内容が確認できる資料の写し（客観性をもって必要な条件が確認できるもの）

ウ 実績等評価関係（管理技術者、主任担当技術者）

(ア) 主任担当技術者の資格を証する書類

(イ) C P D取得単位数を評価対象とする場合は、それを証する書類（評価要領 2 (2)イ注釈 4 参照）

(ウ) 業務実績を証する次のいずれかの書類

a PUBDIS の写し

b 契約書の写し（業務名、建築場所、履行期間、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）及び当該業務に携わった技術者であることを証する資料の写し

c 業務内容が確認できる資料の写し（客観性をもって必要な条件が確認できるもの）

(エ) 委託業務等成績評定通知書の写し及び当該業務に管理技術者として携わったことを証する資料の写し

エ 共同企業体協定書

共同企業体として参加する場合、共同企業体協定書の写し

2 参加表明書の提出

(1) 提出方法等

ア 提出部数 参加表明書（様式 1） 1 部

参加資格確認調書（様式 2） 1 部

実績等評価調書（様式 3） 1 部

イ 提出期限 令和 7 年 10 月 30 日（木）午後 5 時

ウ 提出場所 岩手県土整備部建築住宅課 施設整備担当

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(2) その他

- ア 電送による提出は受理しない。
- イ 要求した内容以外の書類及び図面等は、受理しない。
- ウ 受理した参加表明書は、返却しない。